１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（３４８））
２．日　時：平成２９年９月１３日　１３時４５分～２０時３０分
３．場　所：原子力規制庁　１９階資料学習室
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、近田安全審査官
（シビアアクシデント研究部門）
舟山首席技術研究調査官

事業者：
日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））　他３６名
東北電力株式会社：火力原子力本部　原子力部 原子力技術　担当　他１名
中部電力株式会社：原子力本部　原子力部　運営グループ　主任
北陸電力株式会社：原子力本部　原子力部　原子力発電運営チーム　担当
中国電力株式会社：電源事業本部　炉心技術グループ　副長
電源開発株式会社：原子力調査室　技術基盤タスク　担当

５．要旨
（１）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価審査会合における指摘事項の回答」等の資料を用いて、重大事故等対策に係るこれまでの指摘事項への回答について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【参集に係る所要時間と参集する災害対策要員数について】
○　拘束当番の割り当てに際して、個々の要員の参集時間及び予備員を含めて、運用方針を整理して説明すること。

【逃がし安全弁（過渡時自動減圧機能）の非信頼度について】
○　検出器共通原因故障を含めた論理回路の非信頼度と論理回路のみの非信頼度との比較において、評価値の変化の理由を説明すること。

【高所接続口について】
○　高所接続口に電源の接続口を設置しない設計とした妥当性を設置許可基準規則第43条を踏まえて説明すること。

【崩壊熱相当の注水ができていることを確認する手段（流量計除く）について】

○　注水ができていない場合に想定されるケース（配管破断等）ごとに、その時確認されるパラメータの挙動を整理して説明すること。

【ペデスタルに設置する各計器の設計について】

○　「デブリの輻射熱から保護する設計とする」との方針については、実現可能性を踏まえ整理して説明すること。

【中央制御室へのアクセスルートの通行可能性について】

○　重大事故等対策要員が着用又は携行する装備については、可能性がある最大装備とした上で新設する階段等の通行可能性を説明すること。

【中央制御室待避室の室内空間について】

○　待避室の近傍にある電気盤を移設することも含め、待避室の居住性に対する考え方を整理して説明すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 重大事故等対処設備について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 格納容器圧力逃がし装置について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 中央制御室について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 緊急時対策所について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 通信連絡設備について 審査会合における指摘事項の回答
・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

・東海第二発電所 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備（格納容器圧力逃がし装置）について
・東海第二発電所 審査会合における指摘事項一覧（SA）